

バイオマス利活用推進支援事業（継続）

【 97（222）百万円】

対策のポイント

農村地域におけるバイオ燃料等を含めたバイオマス利活用技術の導入等により、バイオマスタウンの実現を支援します。

（バイオマスとは）

- ・「バイオマス」とは、動植物から生まれた再生可能な有機性資源です。代表的なものに家畜排せつ物や生ごみ、木くず、もみがらがあります。

（バイオマスタウンとは）

- ・バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的な利用システムを有する市町村のことです。

（バイオ燃料とは）

- ・植物や植物から作られる食品等を原料として製造されるバイオエタノール・バイオディーゼル燃料等の燃料のことです。

政策目標

平成22年度までにバイオマスタウンを300程度構築

<主な内容>

1. 農村地域に適した経済的な小規模バイオマス変換システムの実証、普及
 - ・メタン発酵施設・木質ガス化施設等との一体型システムとバイオ燃料施設の連携検討を行います。
 - ・農村地域へのシステム導入の総合検討を行います。
2. バイオマス利活用地区への支援
 - ・市町村等の要請に基づき、新技術等に対する客観評価の実施、円滑な事業運営のための改善計画の検討等、技術的なフォローアップを実施します。

<事業実施主体等>

事業実施主体： 民間団体
補助率： 定額
事業実施期間： 平成18年度～平成23年度

【担当】 農村振興局中山間地域振興課 二平、森
電話 (03) 3502-6338 (直)